



Q 会社で総務を担当しています。鳥取県最低賃金は時給738円と聞きました。当社の賃金が最



A 鳥取県最低賃金は2017年10月6日から、時間額738円に改正されています。賃金が最低賃金額以

低賃金額以上であることを確認したいのですが、月給との比較はどのようにすればよいのですか。

月給と最低賃金との比較方法

上であるかどうかを確認する場合①時間給は、そのまま比較②日給の場合は、その金額を1日の所定労働時間数(日によって所定労働時間数が異なる場合は1週間における1日平均時間数)で割って1時間当たりの金額を計算して比較③月給の場合は、その金額を1カ月の所定労働時間数(月によって所定労働時間数が異なる場合は1年間における1カ月平均時間数)で割って1時間当たりの金額を計算して比較—する—こととなります。

例えば月給(基本給)12万円、職務手当月額5千円、1日の所定労働時間8時間、1カ月の平均所定労働日数21日(年間休日113日、1日の所定労働時間数25時間)のケースでは、月額賃金の基本給と職務手当を合計した12万5千円を1カ月の所定労働時間数168時間(8時間×21日)で割ると時間額744円となり、最低賃金738円以上であることが確認できます。

なお最低賃金額との比較に際しては、時間外・休日・深夜の割増賃金や精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与などは算入しません。